右及申(通)報候也

別紙

拝啓 陳者工場争議の件ハ過日来両三度書面を以て申上御置候通りに御座候処其の争議ハ其後依然継続致居り若き男女が昼夜の分ちなく自由に交通接觸致候結果日々益々従来風紀を紊す者増加の傾向にて之に干し会社は此内より最近屡々斯様な注意を受け居り、争議後に至らば女工員中妊娠者三百名を下らざるべしなどの評さへ有之甚だ憂慮に堪へざる事に御座候 就ては此際大切なる御息女に万一取返し難き間違ひ相生じ候ては甚だ相済み申さず候間前回も御報ひ申上候如くこの際一旦御息女お取引きの上事件落着迄御手許にお止め置き下され度 大切なる御保護をお願ひ致居候責任上此儀重ねて御願ひ申上候 尚御迎取の儀も御繁忙中には候得共成るべくは父兄各位出張御出京の上御息女に御は深く御諭し下され度く甚だ御都合と存候先は右取急ぎ御依頼申上候 拝具

昭和五年十月六日

[illegible]モスリン株式会社

父兄 殿

別紙

収穫期に向ひ益々御多忙の御事と遥かにお察しいたします さて十月三日付東洋モスリン株式会社より皆様に差上ました手紙は余りに馬鹿々々しく嘘言のみにて之にては皆様の御心配の程も思われ今一度私達より事の真相を申上げたいと思ふのであります さきにも手紙で申上げました通り今回の争議は会社がこの不景気に際して亀戸工場紡績部休止を名として一度に四百八十名を首切らんとしたるより起ったもので私達はあくまで僅かに残された窮状を訴へせめて退職手当の外に給料百日分宛を支給されたきことと――帰郷希望者を全工場より募られたきこと等交渉を進め百日分の手当を支給することは既に決定したるにも不拘退職希望者を全工場より募集され大しと云ふ私達の嘆願に対して何故か頑強に三工場の休止部のみより募集せんことを主張しこの一要求に於ける交渉中会社は突然二十六日の夜に至り暴力団五十名を庭へ入れて私達を脅かしつけたのであります 茲に於て私達も遂に憤激の余り二十七日よりストライキに入りました 併し暴力は決してすべて暴力団のしたことであります 従業員の男女が入り乱れて騒ぎ廻るなどのことは余り馬鹿らしい限りなのであります 会社は頻りに皆さんに御息女の引き取り方を申送って居りますが私達争議団は亀戸町民を始め全国より友誼団体の応援を得て我々の初志を貫かん為に戦って居り今や御息女が一人でも欠御せられる様なことがありまして[illegible]した百日分の手当もフイになるのみか応援に全力を挙げつゝある亀戸町民並に[illegible]友誼団体に対しても申訳次第にて会社か誠意を以て交渉を開始する迄は飽迄戦ふ[illegible]にあります どうかこの点を御承知下さいまして私達の勝利のため御後援あらんことを切にお願ひいたします 尚争議団御一同元気で在団の人も[illegible]旺盛として斗って居ますから何分御安心下さる様お願ひいたします

十月七日

東洋モスリン争議団本部

父兄様